

《政務調査費に関する参考資料》

政務調査費支出の判断基準

1、判例における按分率

政務調査費に関する判例において、個人的活動と政務調査活動を含む活動に対し支出された経費について、社会通念上相当な割合を示したものには、H19.4.26仙台高裁と、H19.12.26大阪高裁の2つの考え方がある。

①H19.4.26仙台高裁

議員個人としての活動と政務調査活動を含む議員活動による支出であると認められる場合には、全体の支出額の2分の1を個人としての活動に係る支出とし、政務調査以外の一般の議員活動と政務調査活動をそれぞれ4分の1として支出することが可能であるとしている。

②H19.12.26大阪高裁

政務調査活動と一般の議員活動としての活動が併存する支出については、当該支出のうち政務調査費をもって充てることが許される額としては、市政に関する調査研究活動に供される割合とするのが相当であるとしている。

すなわち、政務調査活動と一般の議員活動との区分が必ずしも容易でなく、さらに、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等に鑑みると、政務調査活動と一般の議員活動としての活動が併存する支出については、政務調査活動として支出可能な割合は、全体の支出のうちの3分の1と認めることが適当であるとされている。

このように、大きく分けて2つの按分率が示されているが、一般の議員活動と併存する場合の政務調査活動の割合をどうすべきかについては、各地方公共団体において一般の議員活動と政務調査活動の割合を勘案の上判断すべきものであると解する。

2、慶弔及び後援会・政党活動に対する支出

(1) 慶弔費

交際費的な経費であると認められ、議員の調査研究に資するための必要な経費であると認められない。

また、これ以前の問題として、議員は自らが属する当該地方公共団体の住民に対し、慶弔費をいかなる名義をもってしても支出することは公職選挙法第199条の②第1項の寄附行為に該当するおそれがあり、禁止されている。

◎公職選挙法

第199条の② 公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。(後略)

(2) 後援会に係る経費

後援会活動は、選挙活動又は政治活動であると一般に区分けされるため、後援会に係る費用については、議員又は会派の調査研究に資するための経費であるとは認められず、政務調査費から支出することはできないと解する。

(3) 政党活動費

所属する政党のために係る経費は、議員又は会派の調査研究に資するための経費であるとは認められず、政務調査費から支出することはできないと解する。

例としては、議員又は会派が所属する党への大会出席に係る経費やその参加費、政党の広報誌の印刷代や発送費、政治資金規正法第8条の2に基づき開催された政治資金パーティー券代等が該当すると考えられる。

◎政治資金規正法

第8条の2 政治資金パーティー（対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているものをいう。以下同じ。）は、政治団体によって開催されるようにしなければならない。

3、調査研究に資するために必要かどうかの判断基準

地方議会の議員は、市政の向上と発展を模索するために日常的に調査研究活動が期待されており、調査研究の対象は広範囲に及び、また調査方法も多様であるから、調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性に関する判断については、議員の良識に委ねられ、支出主体である議員の裁量が認められるものと解することができる。しかし、政務調査費の財源は、市民の経済的負担に依拠しているものであるから、無制約の支出が認められているものではない。

調査研究に資するために必要な経費かどうかの判断をするには、まず政務調査費の支出の対象となった活動に調査研究の実質があるか否かで、適法であるかどうかの判断は、①調査目的と市政の関連性 ②調査方法及び内容等に関する具体的説明の有無 ③調査方法の妥当性 ④調査活動と支出経費との相当性 ⑤調査結果の保存の有無等を総合的に考慮して客観的に判断すべきであると解されている。

4、政務調査費の具体的な使途に対する基本的な考え方

政務調査費の使途が適切かどうかは、一義的には政務調査費の交付を受けた議員が判断権を持つが、最終的に裁判によって決定されることとなる。近年、政務調査費の使途について住民訴訟が数多く提起され、様々な判例が出ている。

(1) 研究研修費

①会費・参加費

会費・参加費として支出が可能であると考えられるのは、政務調査活動の範囲内で研究会又は研修会に参加するための会費又は参加費であり、それ以外の研究会又は研修会の会費又は参加費は政務調査費より支出することは適当でない。

《判例》

会費・参加費に対する主たる判例としては、H19. 4. 26 仙台高裁、H19. 12. 20 仙台高裁、H19. 12. 19 仙台高裁がある。

(a) 政務調査活動とは関係のない議員としての交際費又は個人的な支出であるものとして支出が認められなかったもの

▽H19. 4. 26 仙台高裁

市体育協会主催の評議員会親睦会会費、祭り用ゆたか等の購入費用、市野球大会費、まつり負担金、体育文化交流センター落成祝賀会会費、りんご支会年会費、地区総集會負担金、建物管理組合総会負担金、市体育協会祝賀会負担金、経済文教常任委員会と体育協会役員意見交換会負担金、特別養護老人ホーム研修会負担金、商工会議所青年部総会負担金、新年交歓会負担金、市町職員と農協理事者との意見交換会負担金

▽H19. 12. 20 仙台高裁

市民総合体育大会懇親会会費、市議会議員野球大会、B 市中学生訪問団歓迎会費、市町村対抗県民体育大祝賀会会費、小学校創立 50 周年記念祝賀会会費、新春旗開き会費、(財) A 市体育協会新年会及び各賞受賞者祝賀会会費、農業経営者協議会年会費、A 市自衛隊父兄会費、前 C 県知事を囲む市町議員懇話会費

▽H19. 12. 19 仙台高裁

県内若手議員等の会における総会費及び年会費

(b) 政党活動に伴うものとして支出が認められなかったもの

▽H19. 4. 26 仙台高裁

A 党全国連合内自治体議員団全国会議会費

▽H19. 12. 20 仙台高裁

B 党県支部連合会の政経セミナー会券代

(c) 研究研修費として支出が認められたもの

▽H19. 4. 26 仙台高裁、H19. 12. 20 仙台高裁

B 町との懇親会費、原水爆禁止市民会議個人会費、地域政策セミナー会費、人材育成セミナー会費、都市問題会議への参加経費、全国若手市議会議員の会

②研究研修に係る視察及び行事

研究研修に係る視察先及び行事として政務調査費の支出が認められたものとしては、H19. 12. 19 仙台高裁がある。

具体的に研究研修に係る視察場所として適当であるとされえたのは、市役所、観光局、議会、出張目的に沿う公園等の施設や企業で市の行政や財務政策・福祉政策と密

着に関連する施設、博物館、交通局、エコタウン、青果市場（市場の係長と面談し、りんごの流通取引状況視察）が挙げられたが、市の関連する施設であることのみをもって当該視察が適法な視察になるわけではなく、調査研究の実態が当然必要とされることに留意を要する。

（２）調査旅費

調査旅費とは、議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費とされ、例として交通費、旅費、宿泊費等が想定されている。

《判例》

▽H19. 2. 9札幌高裁

調査視察の際に飛行機等の交通手段を利用した事実や宿泊した事実を明確にする領収書の添付は不可欠であると解する。また、あらかじめ、視察先に何の前触れもなく訪問するというの一般的には考えられず、事前に訪問先の担当者と連絡をとったり、訪問先での面談者を記録したり等、調査活動による現地調査であることを明白にするために手続が必要であると解される。

▽H19. 12. 19仙台高裁

視察に当たっては、

- ①視察が客観的に調査研究の実質を有すること
- ②出張に先立って調査項目等を準備すること
- ③視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため、視察報告書として保存すること
- ④視察中にどのような事項について聴き取りをし、聴き取り対象者からどのような情報を得たのか明らかにすることが重要であると解される。

海外視察の是非

▽H16. 1. 30徳島地裁

議員が地方行政全般にわたる広範な領域においてその機能を十分に発揮するために、海外視察の目的や地方行政との関連性に照らして合理的な必要性がある限り、当該視察は公益性を有し、適法であると解されている。

しかしながら、研修の目的が地方行政との関連において合理性を欠き、あるいは視察計画ないし視察内容が視察目的との関連性を有さず又は手段として不相当である場合には、そのような視察は公益性のないものであり、これに使用することは違法であるというべきである。

旅費等の算定方法

旅費等の支出に当たっては、職務の執行等に要した経費を償うために支給する、いわゆる実費弁償を原則としている。

ただし、当該実費弁償について、あらかじめ費用弁償の支給事由を定め、それに該

当するときには、実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給することとする取扱いをする定額支給とすることも可能であると解されている。なお、この場合、いかなる事由を費用弁償の支給事由として定めるか、また、標準的な支給実費である額をいくらにするかについては、費用弁償に関する条例を定める当該地方公共団体の議会の裁量判断に委ねられているといえる。

視察キャンセル代

H19.12.20 仙台高裁のとおり、やむを得ない事情による場合は、キャンセル代を支出することは可能であると解される。

なお、やむを得ない事情とは一般的に他の公務や親族の葬祭等が考えられ、客観的にキャンセルすることがやむを得られないと認められる事情をいう。

お土産代

H19.4.26 仙台高裁及びH16.9.15 京都地裁のとおり、視察先への土産は、視察への協力に対する謝礼としての意味を有するものと解され、社会通念上適正な範囲内のものであれば、これを「交際的経費」ということはできず、政務調査費としての支出は可能であると解されている。

【H.16.9.15 京都地裁】

視察先への土産は、視察への協力に対する謝礼としての意味を有するものと解され、社会通念上適正な範囲のものであれば、これを「交際的経費」ということはできず、先進地調査又は現地調査に要する経費として、本件用途基準にいう「調査費」に該当するというべきである。

ガソリン代

車を使用したときにかかる経費であるガソリン代を政務調査費より支出することは可能である。ただし、問題となるのは、ガソリン代がすべて政務調査活動のみに使用されたかどうかということである。そのうちの一部が私的な活動に使用された場合は、私的に使用された分と政務調査活動に使用された分を明確に区分するか、又は社会通念上認められる按分率により区分する必要がある。

《判例》

ガソリン代に関する判例は大きく分けて3つある。H19.4.26 仙台高裁、H19.12.20 大阪高裁、H16.7.29 仙台高裁である。

▽H19.4.26 仙台高裁

個人使用を含んでいるガソリン代については、ガソリン代全体を1とした場合、個人的使用分を2分の1、政務調査以外の議員活動分を4分の1、政務調査活動に資する分を4分の1として按分するのが適当であるとされた。

▽H19.12.20 大阪高裁

政務調査活動のみならず個人的な使用分を含んだガソリン代については、経費全体の9分の1が政務調査費より支出が認められるものであると解された。

▽H16. 7. 29 仙台高裁

政務調査活動による移動のために使用されたものであれば、ガソリン代を政務調査費より支出することは認められると解された。

その場合においては、政務調査活動のために使用したガソリンの量及びその代金額と私的な生活や行動のために使用したガソリンとの区別を、使用した議員自身がなすべきものであり、当該議員自らがその責任において走行目的や距離を記録し把握すべきものであるとされた。

それにもかかわらず、使用したガソリンの量及び代金額を区別せず、その全部を収支報告した場合には、政務調査活動のために使用したガソリン代が私的な活動により使用したガソリン代をはるかに上回るなどの事実が明らかに認められなければ、当該ガソリン代全額が政務調査費の使途基準に合致しないものとなると解された。

以上3つの判例があるが、H16. 7. 29 仙台高裁におけるように政務調査活動により使用したガソリン代については、議員活動のために使用したガソリン代と私的な生活や行動のために使用したガソリン代とを区別すること、すなわち、政務調査活動によりガソリンを使用した都度、走行目的や距離などを記録しておく必要があり、これにより裁判による立証が可能となるといえる。

しかし、政務調査活動によりガソリンを使用した記録をとっていない場合には、社会通念上適正と思われる按分をする必要があるといえるので、各地方公共団体における按分率を決めるに当たって、H19. 4. 26 仙台高裁及びH19. 12. 20 大阪高裁の判例を一つの指針とすべきものであるといえる。

高速道路代や駐車料金等

政務調査活動のために遠距離の場所を調査するに当たり自動車を使用した場合、高速道路代を経費として支出する場合や調査研究先で駐車する必要性が出る場合がある。これら経費を政務調査活動に伴いかかった費用であることを立証すれば支出することは可能であると解する。

(3) 資料購入費

議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費とされている。

①新聞代

(a) 一般紙

政務調査費より一般紙の購読料を支出することが適当かどうかについては、H19. 4. 26 仙台高裁のとおり、一般紙の購入費は調査研究活動に資するために必要な経費であると認められ、支出することは可能であると解される。

【H19. 4. 26 仙台高裁】

A新聞及びB新聞の年間購読料については、議員としての調査研究活動に資するために必要な費用ということが出来るから、本件用途基準に合致すると認められることができる。

ところで、政務調査費より一般紙を購入することができるのはどの範囲からか疑義が生じる。たしかに、一般紙は議員個人としてすでに購入している場合が多く考えられ、地方公共団体によっては1紙目は政務調査費購入の対象外とすることを申し合わせている団体もある。

しかし、政務調査活動において調査研究活動に係る情報を得るに当たり、一般紙より情報を収集するのが特に大きなウェイトを占めるものであると考えられ、当該一般紙を個人より政務調査活動に資するための使用が上回る場合には、特段の制限なく一般紙を購入することは問題ないと解される。

(b) スポーツ紙

スポーツ紙の購入については、H19. 4. 26 仙台高裁のとおり、政務調査費より支出することはできないと解する。

【H19. 4. 26 仙台高裁】

スポーツ紙は一般に娯楽性が高い読み物というほかはないのであって、スポーツ紙の購読が市政に直接、かつ、具体的に関わるような特段の事情がある場合は格別、そのような特段の事情がうかがわれない場合にまで公金でこのようなスポーツ紙を購入してよいはずはなく、調査研究活動に資するため必要な経費であると認め難いから、本件用途基準に合致しない支出であると認める。

② 業界紙

農業新聞等の業界紙の購入費を政務調査費より支出することが可能かどうかについては、対立する2つの考え方がある。

業界紙の購入費を支出することは調査研究活動に資するものであるから可能であるとするH19. 4. 26 仙台高裁と、議員の職業が農業である等の状況下においては議員の職業に関連する業界紙の購入は適当でないとするH19. 12. 20 仙台高裁の判例がある。

業界紙の購入が認められなかった理由として、業界紙の購入だけでなく関連のないりんご協会の会員費を含んだものであること、そして議員の職業が農業であることを勘案すると政務調査活動のためということよりは、農業に従事する者として購入したという側面が強いと考えられることより個人的な支出であると認められ、政務調査費による支出が認められなかったという点に留意すべきである。

それゆえ、一般的に市政に関連し調査研究活動に資すると認められる業界紙を政務調査費により購入することは可能であると解されるが、購入する議員の職業等の

状況をよく勘案し、個人的な支出の色彩が濃いかどうか判断する必要があると解する。

③政党が出版する機関誌等

政党が出版する機関誌等の出版物を購入することについては、大きく2つに分けて考える必要がある。(ア) 議員が所属していない政党の出版物を政務調査費より購入する場合、(イ) 議員が所属する政党の出版物を政務調査費により購入する場合である。

(ア) については、H19. 12. 20 仙台高裁のとおり、特定政党の機関紙については、それが議員の所属政党以外のものであっても、調査研究に資する費用であると認めるのが相当であるとされ、政務調査費で購入することについて特に問題とならない。

問題となるのは(イ) の場合であり、判例は大きく2つに分かれる。

1つはH18. 2. 15 名古屋高裁及びH16. 9. 15 京都地裁のとおり、政党に属する議員が当該政党の出版物を購読することは、それが直ちに政党活動に当たるとは言えず、政務調査費による支出が可能であるとする判例、もう1つはH19. 12. 20 仙台高裁のとおり、議員が所属する政党の機関誌を購読することは、政党活動に基づくものであると解され、政務調査費より支出することはできないとする判例に分かれる。

【H16. 9. 15 京都地裁】

各雑誌及び新聞の購読料は、本件用途基準にいう「資料購入費」に該当すると解するのが相当である。

そして、当該会派と関係のある政党の出版物を購読することが、その政党を経済的に支援し、また、政党の方針及び意向を学習するとの側面があるとしても、そのことから直ちに、本件用途基準にいう「政党活動」に当たるとはいえない。

そうすると、上記各購読料の支出は、いずれも本件用途基準に反するとはいえない。

【H19. 12. 20 仙台高裁】

A購読料については、領収書は提出されているものの証拠によれば、議員はB党に所属していることが認められるから、その機関誌であるA購読料は政務調査活動というよりは政党活動に基づいて支出されたものといわざるを得ず、その全額を本件用途基準に合致しない支出であると認めるほかない。

以上のように2つの判例の考え方があるが、議員が自己の所属する政党が発行する機関誌等の出版物を政務調査費をもって購入することは、一般的に政党に所属しているという事由に基づき購入するという側面が強く、政党活動としての色彩が強いため、政務調査費による支出は適当でないと解する。

(4) 広報費

議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費とされている。

①使途基準として広報費を規定することの是非

議員の行う調査研究活動や議員活動等を住民に報告等するための経費として政務調査費より支出することは、政務調査活動ではなく議員の政治活動の一環であるという考えがある。

しかし、H16.4.14東京高裁のとおり、地方自治法第100条第14項にいう「議員の調査研究に資するため必要な経費」とは、その文言上、調査研究に直接用いられる費用に限られるものではなく、政務調査費交付制度の制定の趣旨に鑑みると、議会の活性化を図るため議員の調査活動基盤を充実させその審議能力を強化させるという観点からみて、調査研究のための有益な費用も含まれると解されている。

そして、議会において住民の意思を適正に反映させることは必要不可欠であり、住民の意思を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要である。

それゆえ、政務調査費の使途基準として広報費を規定することは適法である。

②ホームページの維持管理費

議員が開設するインターネット上におけるホームページの維持管理費を政務調査活動に資するためであるとして、政務調査費より支出することが可能かどうかについては、H18.11.18東京高裁がある。

議員自身が開設するウェブサイトを維持するための管理費の支出が政務調査費支払いの趣旨に反するという事まではできない。

それゆえ、ウェブサイトの維持管理費を政務調査費より支出することは可能であると解された。

以上の判例の考え方があがるが、政務調査費によりウェブサイトの管理料を支払うに当たっては、政務調査活動に資する旨の立証が必要であり、議員の政治活動としての側面が強く反映されると、ウェブサイトに占める政務調査活動における掲載事項とそれ以外の掲載事項の割合により按分する必要性が生じる可能性があることに留意を要する。

③機関誌

機関誌等の発行にかかった経費を政務調査費より支出することは可能である。

ここで問題となるのは、政務調査費より支出した機関誌の内容に後援会活動等の政務調査活動以外の内容が含まれていた場合の経費の取り扱いである。

これについては、H15.1.31名古屋地裁のとおり、政務調査活動以外の後援会等の記事が紙面全体の一部にとどまり、その主要部分は政務調査活動にかかわる市政関連の記事で占められている場合には、紙面の一部に後援会関連の記事等が

掲載されていることをもって全体を違法な支出とする必要はないと解された。

それゆえ、政務調査費より支出するにあたっては、それぞれの占める割合により適切に按分する必要があると解する。

④一般質問のみを掲載した広報誌の是非

一般質問のみを掲載した広報誌にかかった経費を政務調査費より支出することが適当かどうか疑義がある。

議会活動や市の政策を報告するに当たって、政務調査活動に関するものであるとの立証が必要であると解する。そうでないと、政務調査活動とは関係ない一般の議員活動である一般質問の状況報告として作成された広報誌の経費を政務調査費から支出することが可能となり、それは法の趣旨に反するものであるといえるからである。

それゆえ、一般質問の内容を広報誌として報告するに当たっては、H16.4.14東京高裁のように一般質問を行うに当たって、その基礎として政務調査活動により住民の意見を議会活動に反映させた上で行っている等政務調査活動に関連する旨を立証する必要があると解する。

【H16.4.14東京高裁】

控訴人は、被控訴人から提出された調査活動報告書によれば、議員としての政治活動に政務調査費を支出している旨を主張するが、これらの証拠によれば、上記報告書は、被控訴人らの各会派が、それぞれその所属の議員の活動等を紹介することにより、それぞれの会派としての活動や政策を説明する内容となっていることが認められ、決して各会派の議員個人の政治活動を専ら紹介する内容となっているものではないと認められるから、この点に関する控訴人の主張は理由がなく、採用することはできない。

(5) 広聴費

議員が住民から市政等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費とされている。

H16.4.14東京高裁のとおり、議会において、住民の意思を適正に反映させ研究の一つとして重要であることから、広聴費は必要とされる経費であるといえる。

広聴のために飲食を提供することへの是非

住民より市政に対する要望等を聴くために会議室等を利用し、茶菓子を提供し意見を聴取することは想定されており、茶菓子に係る経費が社会通念上認められる範囲内であれば政務調査費より支出することは可能であると解する。

次に、茶菓子を越えて弁当等の飲食を提供することが可能かどうかについては疑義が生じるが、H19.12.20仙台高裁では、弁当代等の支出金額が社会通念上相当な範囲内にとどまっていれば、政務調査費より支出することが可能であると解された。

【H19.12.20 仙台高裁】

会議費として支出したとする18万7,510円については、議会活動や調査活動の報告や地域住民からの要望等の聴取をするために開催した30人から45人程度が出席した会合において提供されたジュース、菓子及び弁当の代金として支出されたものであると説明されており、各会合ごとの支出金額も社会通念上相当な範囲内にとどまっていると認めることができるから、これを本件用途基準に合致しない支出であると認めることはできない。

しかし、一般的に茶菓子の提供を超えて弁当まで提供する必要性は低いと言わざるを得ず、また用途基準においても茶菓子等とあるように茶菓子を越えて飲食まで提供することは想定されていないと考えられるため、弁当等の飲食を提供するに当たっては、その必要性を立証する必要があると解する。

(6) 事務所費

議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費とされ、ている。

①事務所の賃借料

賃貸借契約を締結する相手方である賃貸人が誰であるかを勘案した上で、事務所の形態がどのようなものであるかに着目する必要がある。

(ア) 借借人である議員自身が賃貸人となる場合

政務調査活動を行う議員が、建物を所有する自分自身と賃貸借契約を締結し、その賃料を政務調査費より支出することはできないと解する。

(イ) 賃貸人が議員の親等の親族である場合

H19.12.26 大阪高裁のとおり、賃貸人が議員の親等の親族であったとしても賃貸借契約を締結し、調査研究活動のための事務所としての実態を有している限り、その賃料を政務調査費より支出することは可能であると解する。

なお、この際の賃借料は、社会通念上妥当と認められる範囲内であることに留意を要する。

【H19.12.26 大阪高裁】

賃貸借契約にかかる賃借人であるA議員と賃貸人であるBが親子の関係にあり、賃貸借の目的が当該親子が同居する建物（自宅）の一部であるとしても、当該部分が一般の研究活動のための事務所としての実態を有する限り、親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできず、上記賃貸借契約に係る賃借料の金額（月額4万円）にも鑑みると、原告が主張する事実関係から直ちに上記賃貸借契約が実態を欠くものであると推認することはできず、また、上記賃貸借契約に係る建物部分が一般の議員活動のための事務所としての実態を欠くものと推認することもできないというべきである。

次に、(ア) 当該事務所が政務調査活動のみに供されている事務所であるのか、それとも(イ) 政務調査活動以外の活動にも供されている事務所であるか、あるいは(ウ) 議員活動以外の他の業務にも使用しているかどうかの3つに分けて考える必要がある。

(ア) 事務所が政務調査活動のみに供されている事務所

H19. 4. 26 仙台高裁のとおり、その事実を賃借人である議員又は会派が立証すれば事務所費を全額政務調査費より支出することは可能である。

【H19. 4. 26 仙台高裁】

事務所費として支出したとする賃借については、後援会事務所を兼ねたものではなく、もっぱら政務調査活動のための事務所として使用していたものと認められ、したがって、その金額を政務調査に資するために必要な費用と認めるのが相当である。

(イ) 政務調査活動以外の一般の議員活動にも使用されている事務所

政務調査活動のみの立証ができなかったり、政務調査活動以外の選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用していた場合は、H19. 12. 26 大阪高裁のとおり、当該事務所賃料の3分の1を認められるとする判例と、H19. 12. 20 仙台高裁のとおり、当該事務所賃料の2分の1を認められるとする判例がある。

それゆえ、事務所賃料については、これら2つの判例で示された按分率を参考とし、社会通念上妥当と認められる按分率を各議会により決定すべきである。

【H19. 12. 26 大阪高裁】

A議員の上記事務所は、特定の政務調査を行うための事務所とまでは認められず、A議員がその属する会派に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用する事務所であると認めるほかない。政務調査費は市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならないとされていることからすると、このような事務所の賃料の全額を政務調査費をもって充てることは許されないと解すべきであり、その3分の1について、政務調査費をもって充てることが許されると解するのが相当である。

【H19. 12. 20 仙台高裁】

事務所費として支出したとする約26万円のうち、月額2万円の賃借料名目での母に対する支出合計24万円については、自宅や後援会事務所と同一敷地内にある母所有の建物の賃料であると推認されるが、政務調査活動以外の議員活動に伴う使用も含まれ、その合理的な区別が困難であるから社会通念上相当な割合による案分をするのが相当であり、政務調査活動分を2分の1、それ以外の議員活動分を2分の1とみて、政務調査以外の議員活動分12万円を本件用途基準に合致しない支出であると認める。

(ウ) 議員活動以外の他の業務にも使用している事務所

議員活動以外に税理士業務のための事務所としても使用し、さらにその事務所を政務調査活動のみに使用したものと認められなかった場合の事務所費の按分率は、H19.12.26大阪高裁のとおり、賃料全体を1とした場合に、一般の議員活動に供される割合を2分の1とし、さらに市政に関する調査研究活動が一般の議員活動の中に占める割合を3分の1と見て、全体の6分の1を政務調査費により支出することができるものと解された。

この按分率も、各議会において按分率を決定するに当たっての1つの指針とするのが適当と解する。

②事務所に係る経費

事務所の経費を政務調査費より支出するに当たっては、大きく3つに分けて考える必要がある。

すなわち、(ア) 自宅を事務所としている場合、(イ) 後援会事務所を事務所として使用している場合、(ウ) 事務所を議員活動及び政務調査活動以外の他の業務にも使用している場合である。

(ア) 自宅を事務所として使用している場合

H19.4.26仙台高裁のとおり、経費全体の4分の1とする判例、H19.12.26大阪高裁のとおり、経費全体の9分の1とする判例である。

これら判例の按分率を1つの指針とし、各議会において社会通念上妥当と考えられる按分率を判断すべきであると考ええる。

③備品

調査研究活動に資するために、パソコン、デジタルカメラ等の備品を購入又はリースし、使用することは想定される。

ここで問題となるのは、(ア) 政務調査費で備品を購入した場合の経費の割合、(イ) 備品購入後の所有権の取扱い、(ウ) 任期満了をはさんだ備品の取扱いである。

(ア) 政務調査費で備品を購入した場合の経費の割合

備品を購入又はリースするに当たり、その経費の割合はどのくらいまで認められるかについては、判例は大きく2つに分かれる。H19.12.20仙台高裁のとおり、備品の購入又はリースに係る経費全体の4分の1とする判例、H19.12.26大阪高裁のとおり、備品の購入又はリースに係る経費全体の3分の1とする判例である。

これら判例の按分率を1つの指針とし、各議会において社会通念上妥当と考えられる按分率を判断すべきであると考ええる。

【H19.12.20仙台高裁】

パソコンリース代11万8,440円については、個人的使用分を2分の1、政務調査活動を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とみて、2万9,610

